⑶　国立大学法人京都大学又は文部科学省における電気工事の一般競争参加資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条又は「国立大学法人京都大学の契約に係る競争参加者資格審査等事務取扱要領」第２章で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,100点以上であること。

⑷　平成11年度以降に、元請として完成・引渡しが完了し、次の①～②に掲げる基準を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

①　鉄骨造、鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造（延べ面積2,500㎡以上）の公共施設、学校施設、又は研究施設の新営電気設備工事

②　変電設備容量が1,500KVA以上の新設工事

⑸　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　上記⑷に掲げる同種工事の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　技術提案書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立大学法人京都大学から「国立大学法人京都大学における契約に係る取引停止等措置要領」に基づく取引停止措置（以下「取引停止措置」という。）又は、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照））。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国立大学法人京都大学及び文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「技術提案書等」及び「価格」をもって入札に参加し、次の㋑、㋺の要件に該当する者のうち、下記⑵④によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋑　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋺　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法　「標準点」を100点とする。「加算点」は最高36点とし、技術提案書等の内容に応じ与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別紙工事概要に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。

①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、提案の内容により、評価項目毎に優（12点）／良＋（９点）／良（６点）／良－（３点）／可（０点）で評価する。

②　「工事全般の施工計画」については、提案の内容により、優(12点)／良＋(９点)／良（６点）／良－（３点）／可（０点）／不適切（欠格）で評価する。

③　各評価項目の評価点数の合計を加算点とする。「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

④　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と③によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　本工事における評価項目は以下のとおりとする。

①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」

・機器、材料の仕様や工法の選択等により、ライフサイクルコスト、ライフサイクルCO_2削減につながる有効な提案

・敷地周辺に対する交通安全対策や、工事中の騒音・振動・粉塵の抑制に関する提案

②　「工事全般の施工計画」

・施工上配慮すべき事項等の技術的所見

⑷　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、取引停止措置を行うものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒606―8501 京都市左京区吉田本町　京都大学施設部施設企画課施設契約掛　電話番号075―753―2308（直通）

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　平成26年10月31日（金）から平成26年11月21日（金）午後５時まで　京都大学ホームページにて交付する。（京都大学トップページ＞京大について＞調達情報＞建設・工事等＞入札情報）

なお、競争参加資格確認後に交付する設計図書等の購入に当たっては、実費とする。

⑶　技術提案書等の提出期限及び方法　平成26年11月21日（金）午後５時までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記⑴に持参すること（郵送及び電送（ファクシミリ）による提出は認めない。土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。）。

⑷　入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、提出場所及び提出方法　平成26年12月15日（月）から平成27年１月29日（木）までに、上記⑴に持参又は郵送（書留郵便等、配達の記録が残る方法に限る。提出期間内必着。）のいずれかの方法で提出すること（電送（ファクシミリ）による提出は認めない。土曜、日曜、祝日及び本学休業日（平成26年12月29日～平成27年１月３日）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、平成27年１月29日（木）については、午前12時まで。）。

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、平成27年１月29日（木）午前12時までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送（書留郵便等、配達の記録が残る方法に限る。提出期間内必着。）し、開札日には開札に立ち会うこと。電送（ファクシミリ）による提出は認めない。なお、紙により入札書を提出する場合、提出場所は上記⑴と同じとする。

開札は、平成27年１月30日（金）午後１時30分、京都大学施設部入札室において行う。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付。ただし、銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、落札者が契約を結ばない場合は、本学に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。